



**JDC信託**

平成 21 年 9 月 30 日

各 位

会 社 名 ジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社  
代表者名 代表取締役社長 齊藤 勝久  
(コード番号 4815 東証マザーズ)  
問い合わせ先 経営管理部長兼財務管理部長 齊藤 茂行  
(TEL. 03-5545-1860)

## 短期借入金の返済に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成 21 年 8 月 21 日および 8 月 25 日に実行した短期借入金について本日返済することを決議し、返済が完了したことをお知らせいたします。

### 記

#### 1. 借入金返済の理由

当該借入金は、平成 21 年 9 月 10 日発行決議した第三者割当による新株予約権による調達を返済原資として、それまでの期間における当社の資金繰りを確保するために当社代表取締役社長である齊藤勝久が融資を行いました。

しかしながら、平成 21 年 9 月 15 日に関東財務局長から、重要な事項について虚偽の記載がある金融商品取引法第 24 条第 1 項に規定する有価証券報告書を平成 18 年 6 月 30 日に提出し、当該記載について同法第 24 条の 2 第 1 項において準用する同法第 7 条の規定による訂正報告書を提出した日である平成 21 年 4 月 30 日から 1 年以内である平成 21 年 9 月 10 日に、同法第 5 条第 1 項に規定する有価証券届出書を提出したが、当社の状況は、金融商品取引法第 24 条の 3 において準用する同法第 11 条第 1 項（虚偽記載のある有価証券届出書の届出後 1 年以内の届出の効力の停止等）に該当するものと認められるため、当社の平成 21 年 9 月期における同法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に規定する四半期報告書の提出を勘案する必要があるとして、当該効力発生日を平成 21 年 12 月 16 日まで延期するという行政処分を受けておりました。

これにより、返済原資が確保されない状況になったため、期日での返済を求められておりました。当社取締役会にて、今後の資金繰りなどを検討いたしました。当初の融資条件通り元本に金利を付した全額の返済を行いました。

#### 2. 当該借入金の内容

##### 平成 21 年 8 月 21 日借入

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 借入先   | 齊藤勝久（当社代表取締役社長）<br>東京都荒川区  |
| (2) 借入総額  | 49,850,000 円（銀行送金）   |
| (3) 利率    | 15%（年利）819,452 円<br>利息制限法の上限利率であるものの、無担保融資でかつ短期間であることから現在の当社の状況を鑑みた場合にやむを得ないと判断しました。 |
| (4) 借入実行日 | 平成 21 年 8 月 21 日   |
| (5) 借入方法  | 上記（1）記載の借入先と平成 21 年 8 月 21 日付で金銭消費貸借契約書を締結   |

- (6) 借入期間 平成 21 年 8 月 21 日から平成 21 年 9 月 30 日の 40 日間
- (7) 弁済条件 期日一括返済
- (8) 担保の有無 なし
- (9) その他手数料等 なし

#### 平成 21 年 8 月 25 日借入

- (1) 借入先 齊藤勝久 (当社代表取締役社長)  
東京都荒川区
- (2) 借入総額 50,000,000 円 (銀行送金) 自己資金
- (3) 利率 15% (年利) 739,726 円  
利息制限法の上限利率であるものの、無担保融資でかつ短期間であることから現在の当社の状況を鑑みた場合にやむを得ないと判断しました。監査役会の意見として、法令の範囲内であることと当社の状況からやむを得ないと意見を頂いております。
- (4) 借入実行日 平成 21 年 8 月 25 日
- (5) 借入方法 上記 (1) 記載の借入先と平成 21 年 8 月 25 日付で金銭消費貸借契約書を締結
- (6) 借入期間 平成 21 年 8 月 25 日から平成 21 年 9 月 30 日の 36 日間
- (7) 弁済条件 期日一括返済
- (8) 担保の有無 なし
- (9) その他手数料等 なし

### 3. 今後に与える影響について

本借入金の返済により、当社の資金繰りへの影響については、重要な影響を及ぼすこととなります。当社としては、これに代わる借入による資金の確保を早急に行う必要があり、その状況について、分かり次第速やかに開示してまいります。

以上